

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年11月13日

さいたま地方法務局本庄出張所 登記官 江本 雅人
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0328-2022-0022 号	児玉郡上里町大字金久保字小割 2 1 0 3 番
第 0328-2022-0025 号	児玉郡上里町大字金久保字向河原 2 4 4 0 番